

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定変更の認可について

平成19年12月13日
北陸電力株式会社

本日、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の規定に基づき、「志賀原子力発電所原子炉施設保安規定¹」の変更について、経済産業大臣から認可を受けましたのでお知らせします。

これは、電力会社の発電設備の総点検結果を踏まえて保安のために必要な措置及び保安規定を充実させること等を目的とした「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（実用炉則）²」の改正（平成19年8月9日）を受け、9月28日及び11月30日に変更申請を行い審査を受けていたものです（両日ともお知らせ済）。

当社は、今後認可された保安規定に基づき、志賀原子力発電所の安全確保に努めるとともに、引き続き再発防止対策を確実に実施・定着させ、地域の皆さまの信頼回復に向け、新しい北陸電力を創り上げてまいります。

以 上

添付資料 保安規定変更の概要について

- 1 保安規定：原子炉の運転や保安のために必要な事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、国の認可を受けているもの。
- 2 実用炉則：原子炉等規制法などの法律、施行令に基づき、原子炉の設置、運転等に関して経済産業省が定めた規則。

保安規定変更の概要について

1. 法令遵守体制等の保安規定への明確化

- ・ 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の積極的関与含む）の構築。
- ・ 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の積極的関与含む）の構築。
- ・ 関係法令及び保安規定の遵守に関する保安教育の実施。

2. 保安の措置のために講ずべき措置の追加

- ・ 原子炉施設の適切な巡視及び点検並びに措置に関して、より適切な内容への見直し。（原子炉格納容器内部及び高線量区域の巡視又は監視を実施。）
- ・ 原子炉施設の適切な保守管理に関して、より適切な内容への見直し。（安全上重要な機器等の補修工事を実施する際には法令手続きの要否を確認。）
- ・ 作業手順書等の位置付けを明確にし、重要度に応じた管理を行う。
- ・ 他の原子炉設置者と保安に関する技術情報を共有。
- ・ 公開基準に従い、不適合の内容を公開。

3. 検査制度見直しの一部先行実施及び充実

- ・ 運転上の制限を逸脱した場合、直ちに経済産業大臣に報告。

4. 根本原因分析の実施

- ・ 事故故障等の事象や法令違反等が発生した際に、その原因について根本に遡って分析を行う。

以 上